

第 4 章 資料編

1 諮問書・答申書

1 諮問書

平成 26 年 4 月 30 日

安芸高田市総合計画審議会会長 様

安芸高田市市長 浜田 一義

第 2 次安芸高田市総合計画の策定について（諮問）

このことについて、安芸高田市総合計画審議会条例（平成 16 年安芸高田市条例第 235 号）第 2 条の規定により、貴会の意見を求めます。

2 答申書

平成 26 年 11 月 19 日

安芸高田市長 浜 田 一 義 様

安芸高田市総合計画審議会
会 長 吉 長 成 恭

第 2 次安芸高田市総合計画基本構想（案）について（答申）

平成 26 年 4 月 30 日付けで諮問を受けた安芸高田市総合計画の策定について、本審議会において長期間にわたり慎重に審議した結果、別添のとおり「第 2 次安芸高田市総合計画基本構想（案）」としてとりまとめましたので答申します。

なお、貴職におかれましては、基本構想策定の後には、審議の過程における意見・提言を尊重し、速やかに基本計画及び実施計画を策定されると共に、将来像の実現にむけ、総合的かつ計画的・実効的な行財政運営を着実に推進されますよう期待いたします。

2 策定審議会

1 安芸高田市総合計画策定条例

(平成 26 年 3 月 14 日条例第 17 号)

(趣旨)

第 1 条

この条例は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画

将来における市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想

総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。

(3) 基本計画

市政の基本的な計画であり、基本構想を踏まえた施策の基本的な方向及び体系を示すものをいう。

(4) 実施計画

市政の具体的な計画であり、施策を実現させるため実施する事業を示すものをいう。

(安芸高田市総合計画審議会への諮問)

第 3 条

市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、安芸高田市総合計画審議会条例(平成 16 年安芸高田市条例第 235 号)第 1 条に規定する安芸高田市総合計画審議会に諮問するものとする。

[安芸高田市総合計画審議会条例(平成 16 年安芸高田市条例第 235 号)第 1 条]

(議会の議決)

第4条

市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条

市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条

市長は、総合計画策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条

個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条

この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 安芸高田市総合計画審議会条例

(平成16年9月21日条例第235号)

改正 平成19年3月29日条例第20号 平成22年12月21日条例第39号

平成23年9月9日条例第31号

(設置)

第1条

安芸高田市は、総合計画に関し、市長の諮問する事項を調査審議するため、安芸高田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条

審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 安芸高田市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、総合計画に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条

審議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 市議会議員
- (4) 関係行政機関、各種団体の役職員

3 市長は、前項第1号に掲げる委員を、各界各層の幅広い分野から選任するよう努めるものとする。

4 委員の任期は、委嘱の日から第1条に規定する市長の諮問事項に係る調査審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第4条

審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条

審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条

審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条

審議会の庶務は、企画振興部政策企画課において処理する。

(委任)

第8条

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月29日条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成22年12月21日条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月9日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

3 委員名簿

安芸高田市総合計画審議会委員

No.	選出区分	所 属	役 職	氏 名	備 考
1	1号	吉田町地域振興会連絡協議会	代 表	平田 武幸	郷野地区振興会
2		八千代町振興会連絡協議会	会 長	○久保野哲也	上根・向山地域振興会
3		美土里町地域運営協議会連合会	代 表	藤井 敏法	生桑振興会
4		高宮町地域振興会連絡協議会	代 表	用田 正	房後連絡協議会
5		甲田町地域振興連合会	代 表	富永 道治	小田東地域振興会
6		向原町地域振興会連絡協議会	会 長	正田 建二	坂下地域振興会
7	2号	広島国際大学	教 授	◎吉長 成恭	学識経験者
8		広島修道大学	非常勤講師	高崎 義幸	学識経験者
9	3号	安芸高田市議会	委員長	山本 優	総務企画常任委員会
10		安芸高田市議会	委員長	児玉 史則	文教厚生常任委員会
11		安芸高田市議会	委員長	大下 正幸	産業建設常任委員会
12	4号	安芸高田市医師会	会 長	徳永 彰	
13		安芸高田市歯科医師会	副会長	桂 啓介	
14		広島北部農業協同組合		近藤 俊樹	
15		(社福) 安芸高田市社会福祉協議会	会 長	竹重 博樹	
16		安芸高田市民生委員・児童委員協議会	会 長	猪上 優彦	
17		安芸高田市商工会	会 長	熊高 一雄	
18		安芸高田市老人クラブ連合会	会 長	佐藤 正彦	
19		(公財) 安芸高田市地域振興事業団	総務課長	西名 真一	
20		安芸高田市ふるさと応援の会	理 事	中田 幸子	
21		安芸高田市PTA連合会代表	小学校代表	岩下 雅俊	根野小学校
22			中学校代表	佐々木高美	美土里中学校
23		安芸北森林組合	参 事	岸本 勇示	
24	安芸高田市工業会	幹 事	森脇 洋平		

◎は審議会会長
○は審議会副会長

選出区分

- 1号 市民の代表
- 2号 学識経験者
- 3号 市議会議員
- 4号 関係行政機関、各種団体の役職員

4 第2次安芸高田市総合計画策定に向けての取組み経緯

項目	日時・期間	内 容	備 考
学生アンケート調査	平成26年 5月27日～ 平成26年 6月6日	安芸高田市の情勢や市民の意識を調査するために、18歳以上の市民を対象にまちづくりの満足度・重要性や安芸高田市の将来像のイメージ等を把握し、計画づくりの基礎資料とするために実施した。	
市民アンケート調査	平成26年 5月30日～ 平成26年 6月13日	安芸高田市の情勢や市民の意識を調査するために、市内の中高校生（中学2年、高校2年）を対象にまちづくりの満足度・重要性や安芸高田市の将来像のイメージ等を把握し、計画づくりの基礎資料とするために実施した。	
まちづくりシンポジウム	平成26年 7月6日	○基調講演 演題：「今、中山間地域に吹く風」 講師：(株)JTB総合研究所 地域振興ディレクター 山口 祥義 氏 ○鼎談 テーマ：「自助・共助・公助でつむぐまちづくり」 (株)JTB総合研究所 山口 祥義 安芸高田市長 浜田 一義 広島国際大学教授 吉長 成恭	安芸高田市民文化センターで実施
基本構想に係る庁内ヒヤリング	平成26年 9月1日～ 平成26年 9月3日	第2次安芸高田市総合計画基本構想策定に伴い、安芸高田市庁内の各部課ごとにヒヤリングを実施した。	
各種団体代表者インタビュー	平成26年 9月1日～ 平成26年 9月5日	第2次安芸高田市総合計画基本構想策定に伴い、安芸高田市内の各種団体の代表者等に対してインタビュー形式での聞き取り調査を実施した。	
基本構想に対するパブリックコメント	平成26年 11月1日～ 平成26年 11月14日	第2次安芸高田市総合計画基本構想の素案に対して、安芸高田市民等からの意見を聴取するためパブリックコメントを実施した。	アクセス件数427件 4人から14件のコメント
基本計画に係る庁内ヒヤリング	平成27年 1月26日～ 平成27年 1月28日	第2次安芸高田市総合計画基本計画策定に伴い、安芸高田市庁内の各部課ごとにヒヤリングを実施した。	

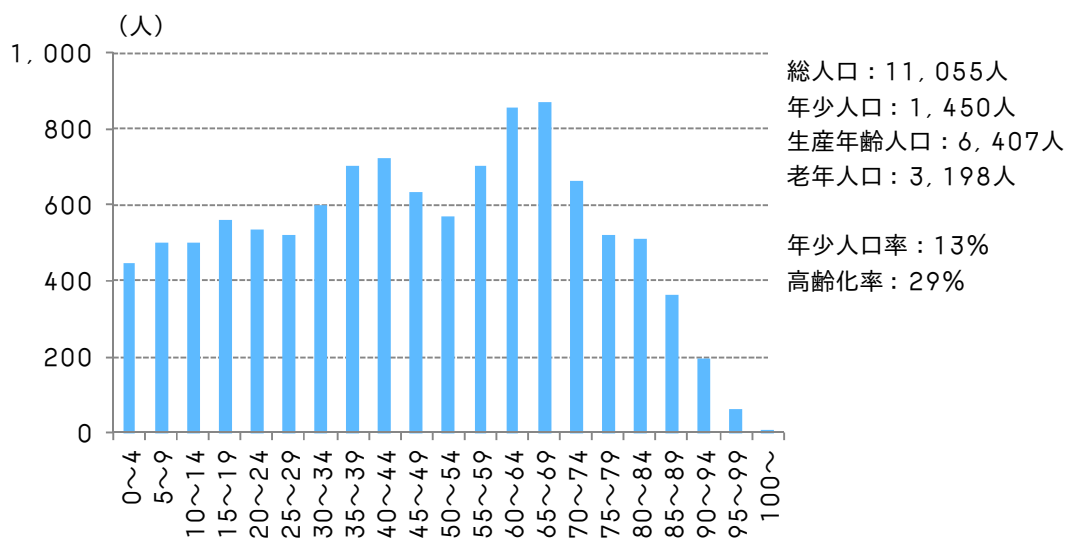
5 第2次安芸高田市総合計画審議会 経緯

回	日時・場所	内 容	配布資料等
第1回	平成26年 4月30日 19:00～ 20:45 クリスタル アージュ4階 小ホール	市長より諮問 会長・副会長選出 【協議事項】 (1) 安芸高田市総合計画審議会の運営について (2) 新安芸高田市総合計画の策定方針について (3) 新安芸高田市総合計画策定スケジュールについて (4) まちづくりアンケート調査について (5) まちづくりシンポジウム（仮称）について (6) その他	資料1：安芸高田市総合計画審議会委員名簿 資料2：安芸高田市総合計画審議会条例 資料3：新安芸高田市総合計画審議会の運営について 資料4：安芸高田市総合計画審議会の傍聴に関する取扱い基準 資料5：新安芸高田市総合計画の策定方針について 資料6：安芸高田市総合計画策定スケジュール（案） 資料7：まちづくりアンケート調査について 資料8：まちづくりシンポジウム（仮称）について
第2回	平成26年 8月8日 19:00～ 21:20 クリスタル アージュ4階 小ホール	【協議事項】 (1) 総合計画策定スケジュールについて (2) 市民アンケート調査の結果について (3) まちづくりシンポジウムでのご意見について (4) 基本構想の素案について (5) その他	資料1：第2次安芸高田市総合計画策定スケジュール（案） 資料2：安芸高田市まちづくりアンケート調査 資料3：まちづくりシンポジウムでの意見集約 資料4：安芸高田市第2次総合計画構想（素案） 資料5：基本構想の更なる肉付けについて
第3回	平成26年 10月7日 19:00～ 21:20 クリスタル アージュ4階 小ホール	【報告事項】 (1) 庁内及び審議会委員ヒヤリングのまとめについて (2) 安芸高田市第2次総合計画の構成について 【協議事項】 (1) 基本方針の具体化協議について ①ワークショップの進め方について ②第1テーマ検討 ③第2テーマ検討	資料1：今後のまちづくりにおける このまちの強みと課題 資料2：安芸高田市 第2次総合計画 構成イメージ図 資料3：課題解決に向けた基本方針（骨子） 資料4：基本方針の具体化協議について 参考資料：策定の背景にある主な社会情勢と第1次総合計画の振り返りについて
第4回	平成26年 10月31日 19:00～ 21:00 クリスタル アージュ4階 402研修室	【報告事項】 (1) 前回ワークショップのまとめについて 【協議事項】 (1) 安芸高田市総合計画の基本構想（素案）について (2) その他	資料1：ワークショップ結果について 資料2：第2次安芸高田市総合計画基本構想（案） 資料3：安芸高田市の将来像の説明
第5回	平成26年 11月18日 19:00～ 21:20 クリスタル アージュ4階 402研修室	【報告事項】 (1) パブリックコメントの意見と回答について (2) 前回審議会での基本構想（素案）に対する意見と回答について 【協議事項】 (1) 安芸高田市総合計画の基本構想に対する答申（案）について (2) その他	資料1：第2次安芸高田市総合計画基本構想（素案） 資料2：基本構想（素案）に寄せられたパブリックコメントのご意見と回答 資料3：第4回審議会での基本構想（素案）に対する意見のまとめ 資料4：基本構想に対する答申（案）
基本構想答申	平成26年 11月19日 16:00～ 16:30 市役所 第2庁舎 2階市長室	吉長会長より浜田市長へ第2次安芸高田市総合計画基本構想（案）として答申	第2次安芸高田市総合計画基本構想（案）について（答申） 第2次安芸高田市総合計画基本構想（案）
第6回	平成27年 2月25日 19:00～ 20:20 クリスタル アージュ4階 小ホール	【報告事項】 (1) 安芸高田市総合計画基本計画について	資料1：第2次安芸高田市総合計画基本計画 資料2：リーディングプロジェクトの位置づけについて

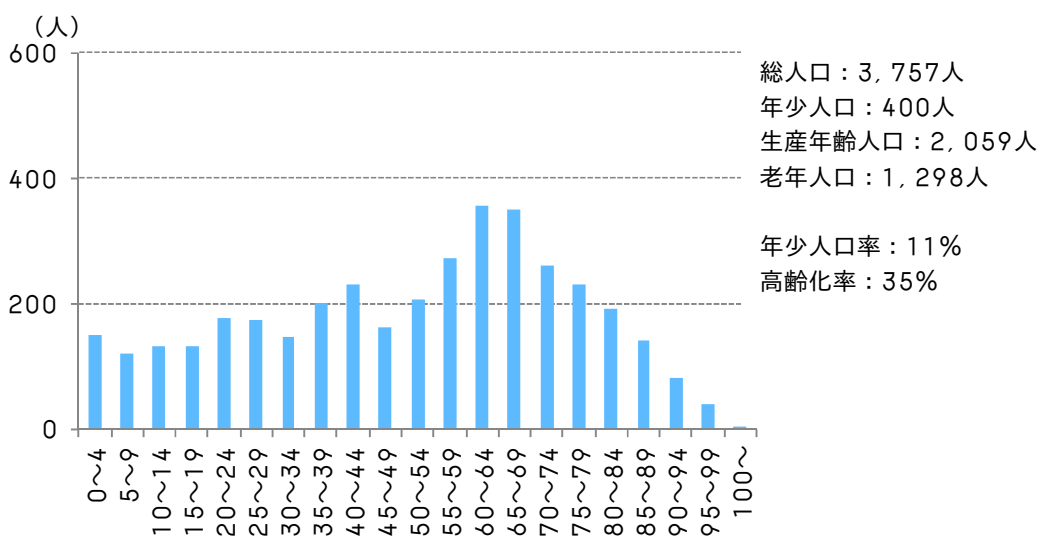
3 人口に関する補足資料

1 旧町別 年齢5歳階級別人口（平成25年10月1日時点）

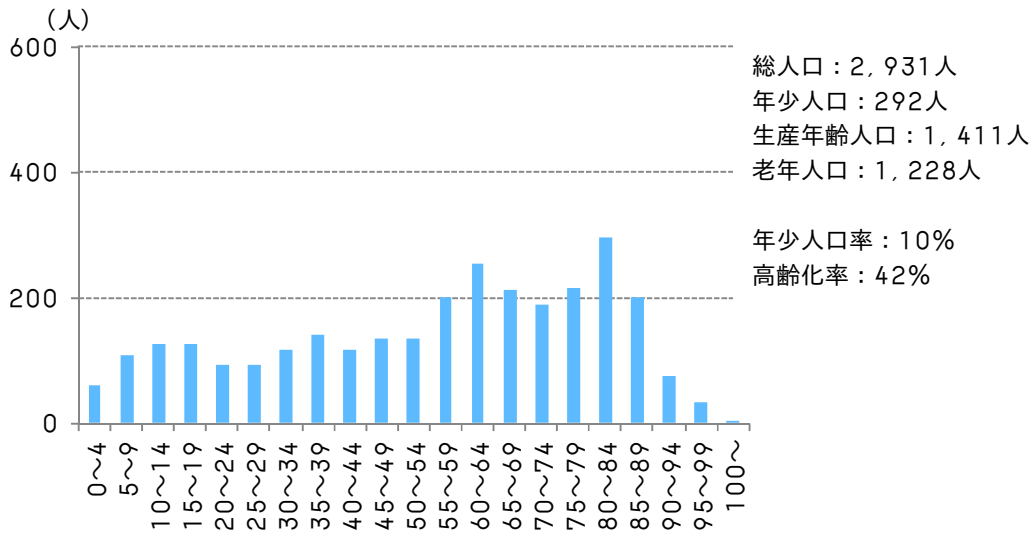
●吉田町



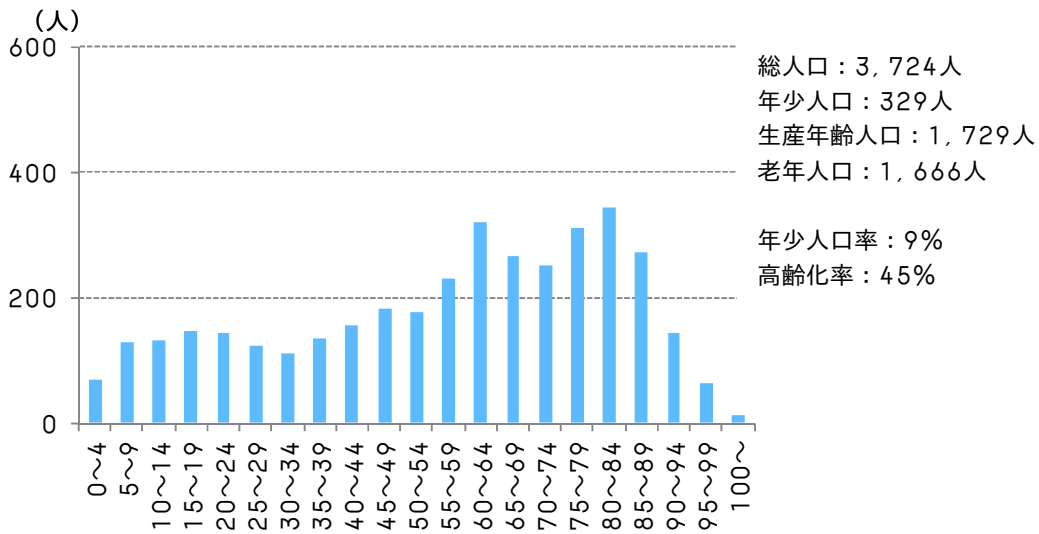
●八千代町



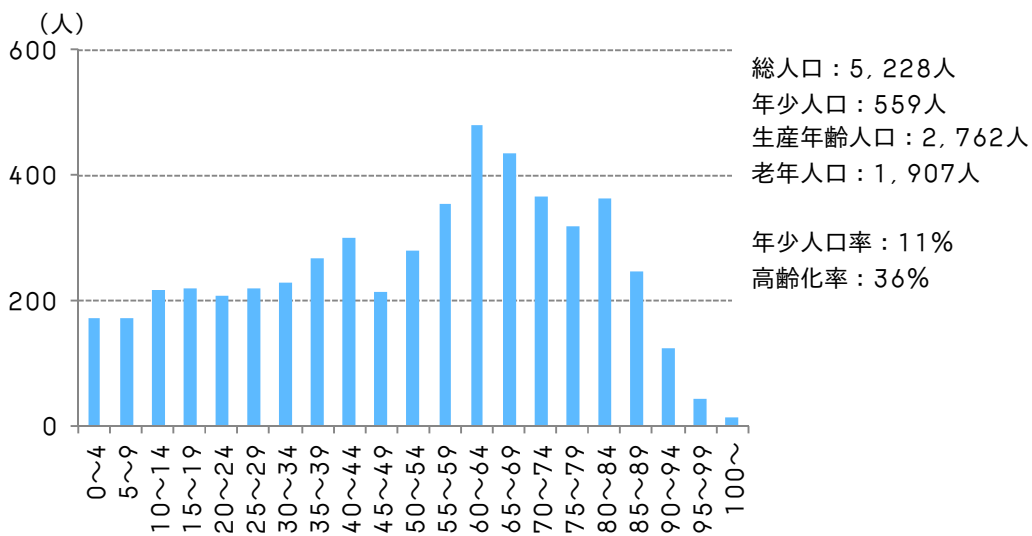
●美土里町



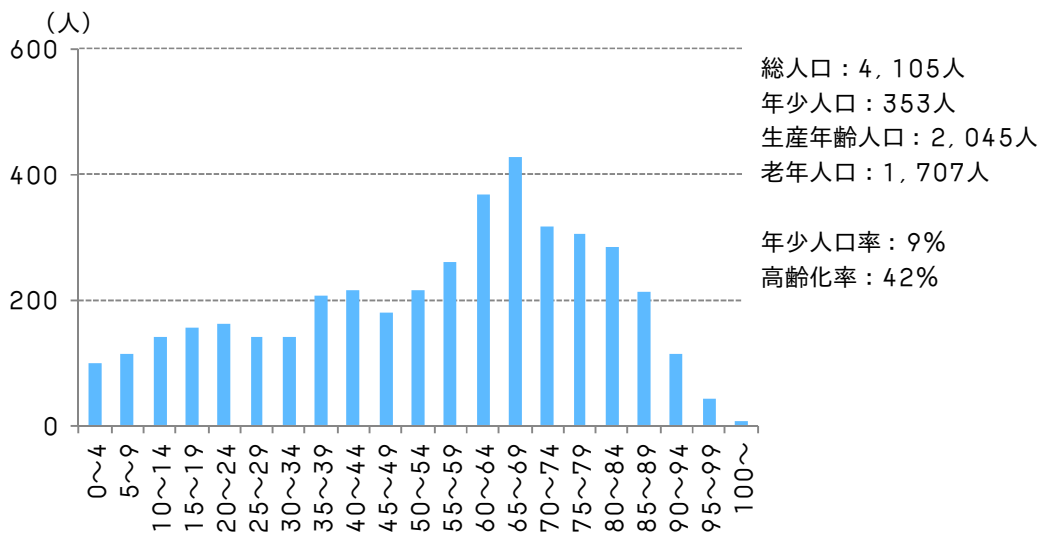
●高宮町



●甲田町

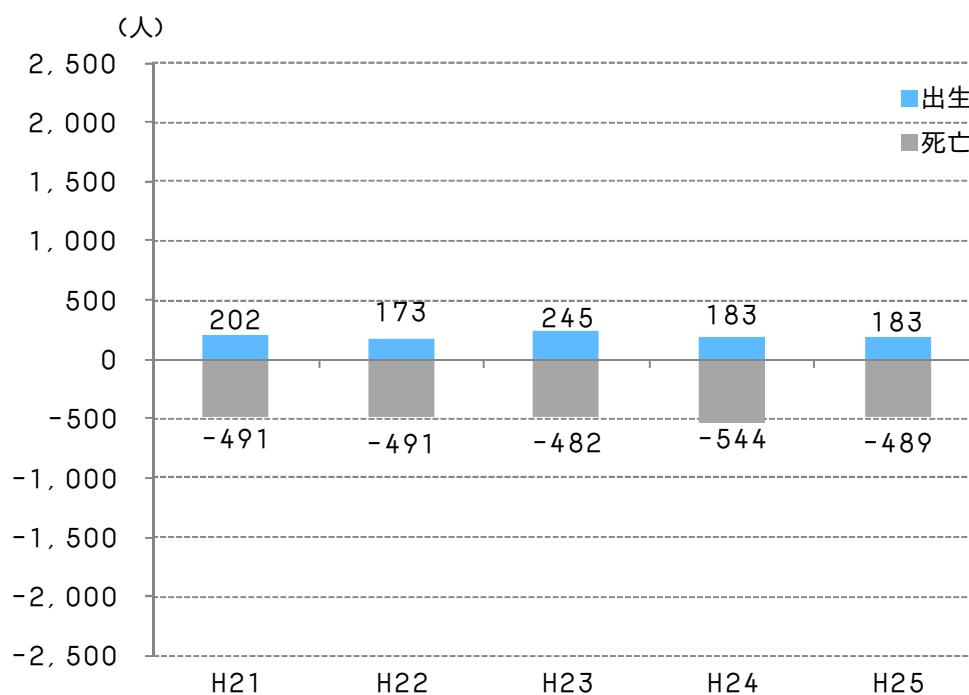


●向原町

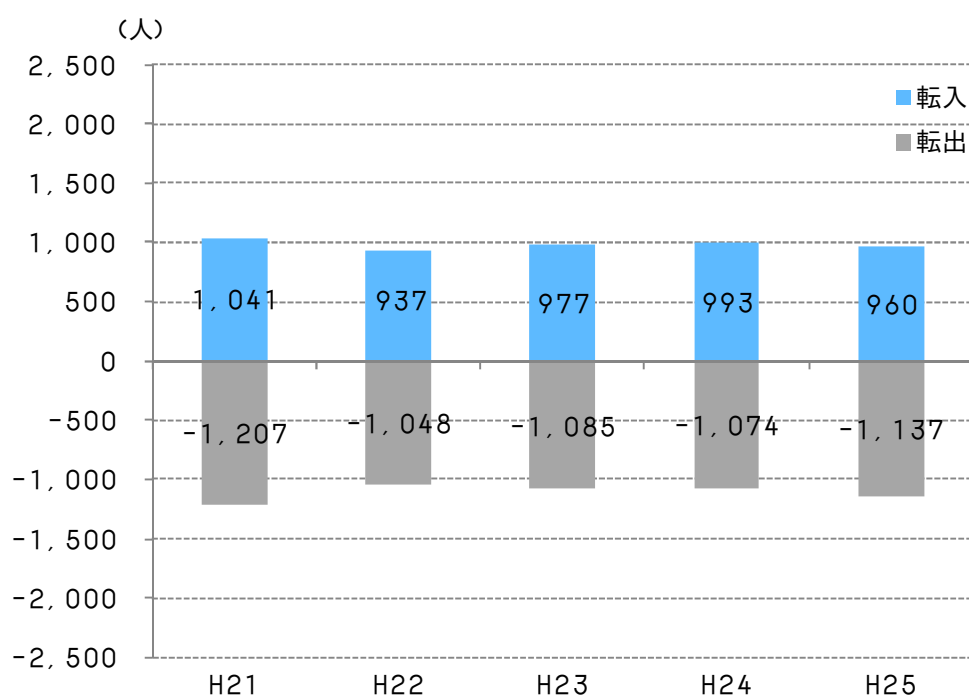


2 自然増減及び社会増減者数の推移

●自然増減者数（出生者数、死亡者数）の推移

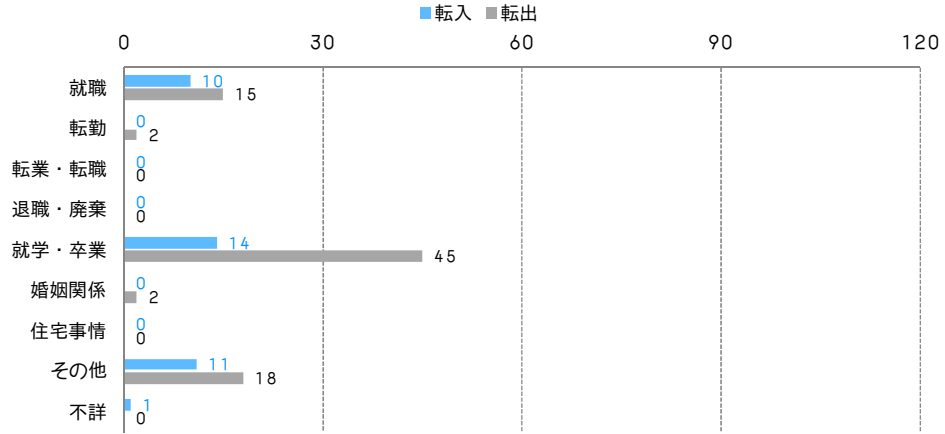


●社会増減者数（転入者数、転出者数）の推移

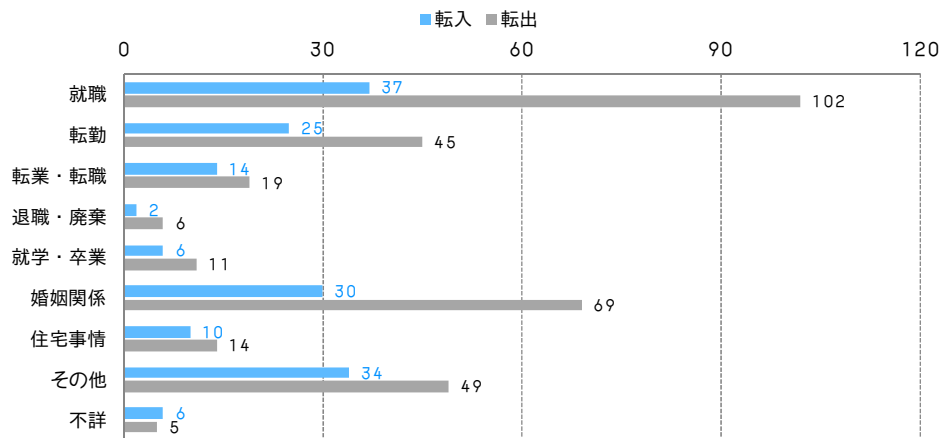


3 年齢階級別 転入・転出理由

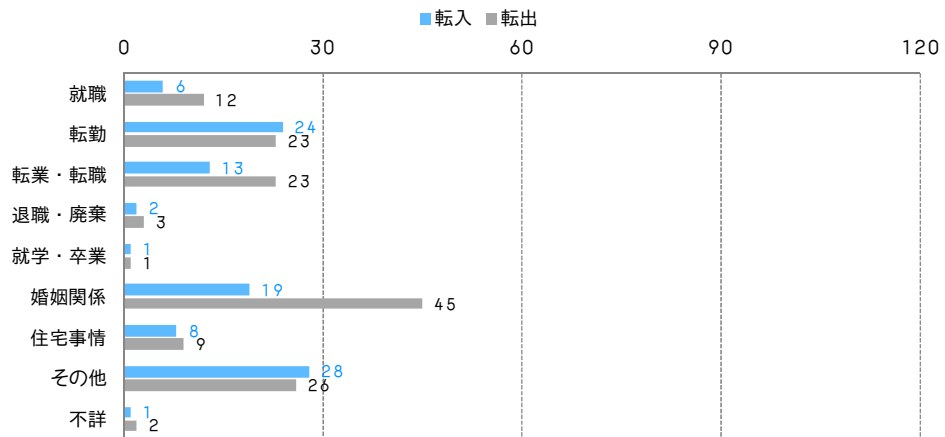
●0～19歳



●20～29歳



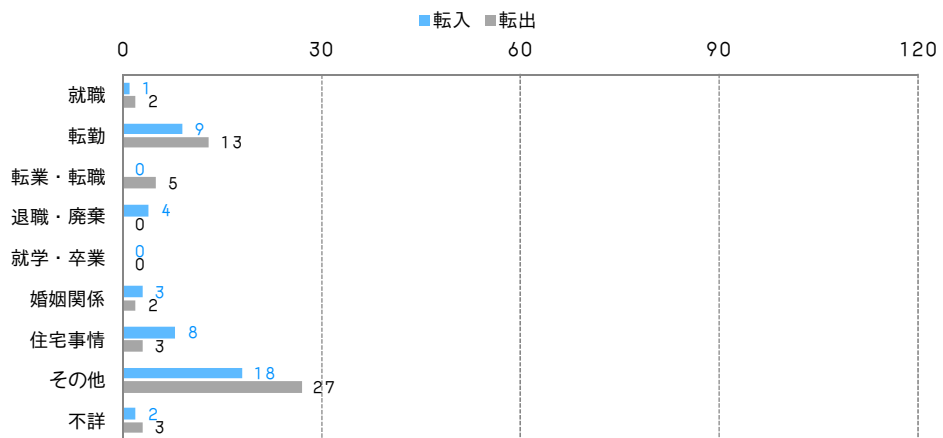
●30～39歳



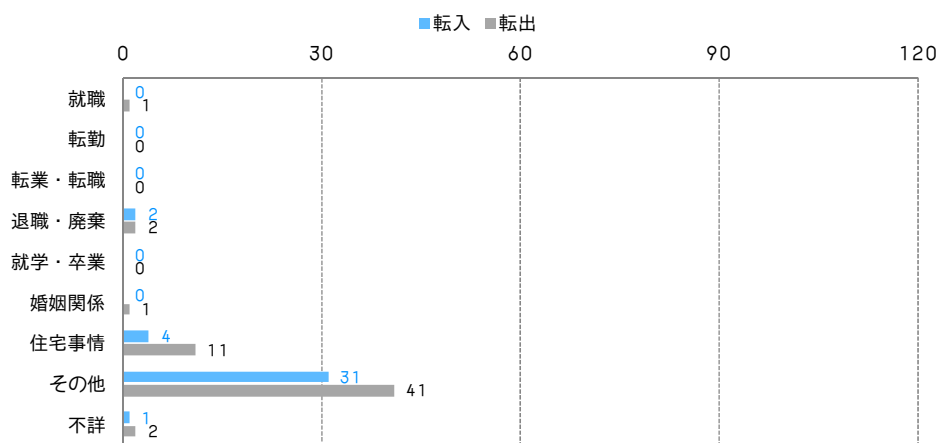
●40～49 歳



●50～64 歳



●65 歳以上



4 住民アンケート結果（18歳以上）

安芸高田市の情勢や市民の意識を調査するために、18歳以上の市民を対象に、まちづくりの満足度・重要性や安芸高田市の将来像のイメージ等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

1 調査概要

調査方法

項目	内容
調査対象	安芸高田市に居住する18歳以上の男女
抽出母体	住民基本台帳（平成26年4月1日時点）
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）
調査時期	平成26年5月30日～平成26年6月13日

配布数及び回収結果

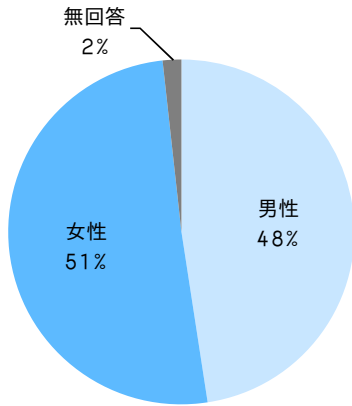
項目	内容
配布数	1,778
有効回収数	572
有効回収率	32%

留意事項

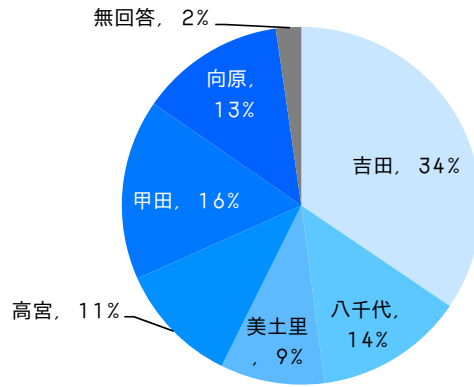
- ・ 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ・ 複数回答可能な設問については、回答数の合計が有効回収数を上回ることがあります。
- ・ 属性別の分析結果（クロス集計）は、特徴的な傾向が認められたもののみを掲載しています。

2 回答者の属性

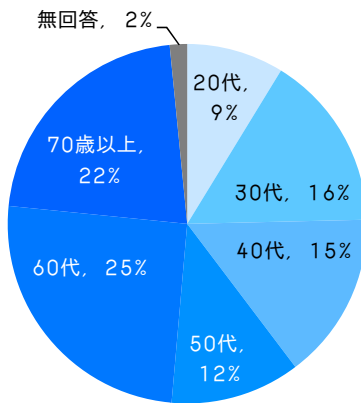
●性



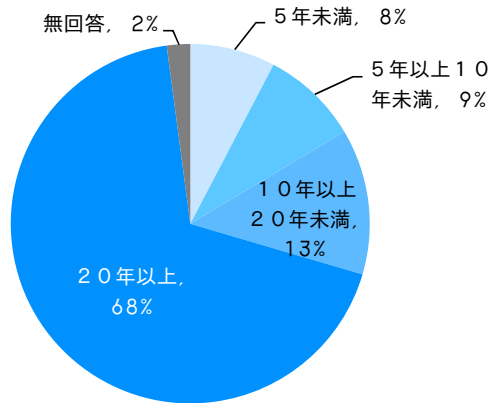
●居住地域



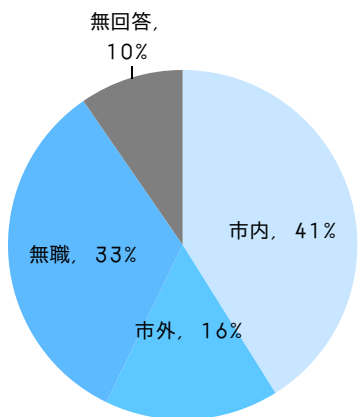
●年代



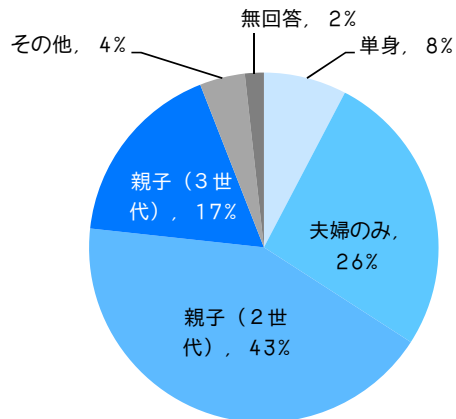
●居住年数



●職業



●世帯構成

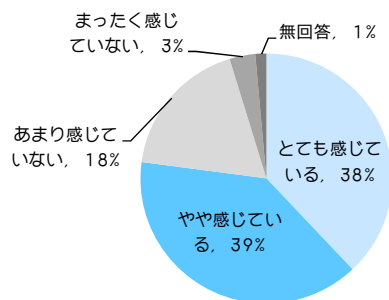


3 愛着度

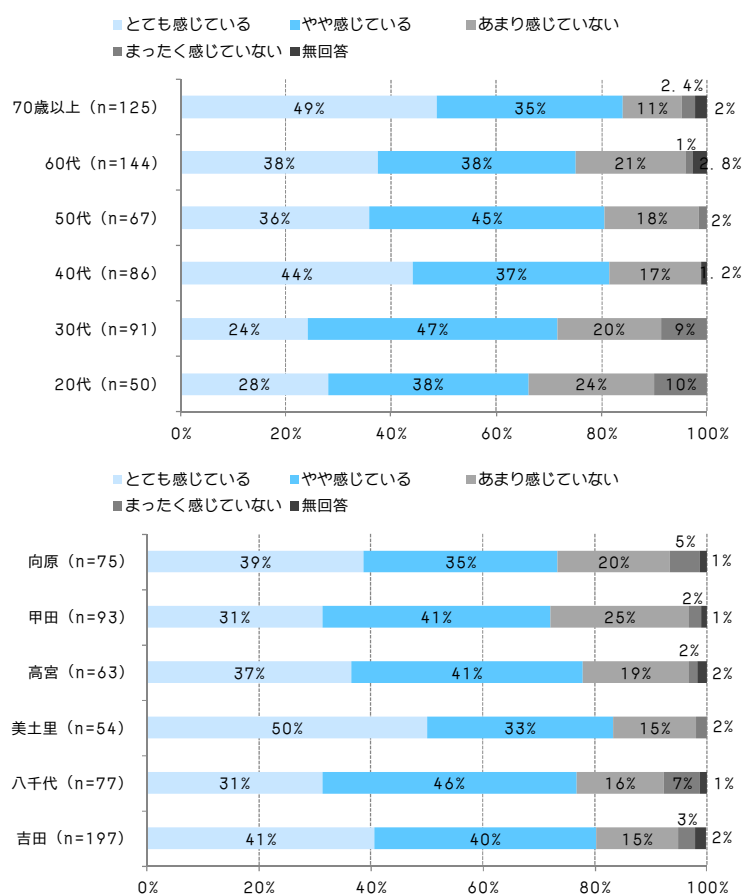
安芸高田市への愛着度について、「とても感じている」と回答した人が38%、「やや感じている」の39%で、その合計は7割を超えています。

年齢別にみると、愛着度は30代未満の若年層で低く、40代以降との間に大きな差が見られます。また、居住地別にみると、美土里町における愛着度が突出して高い傾向にありました。

●単純集計



●クロス集計（上段：年代別 下段：居住地別）



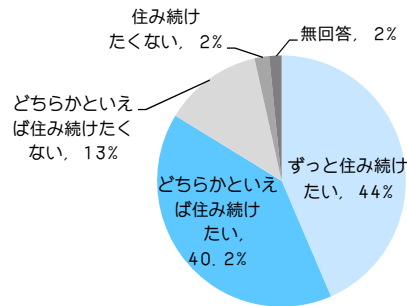
4 定住意向

① 定住意向

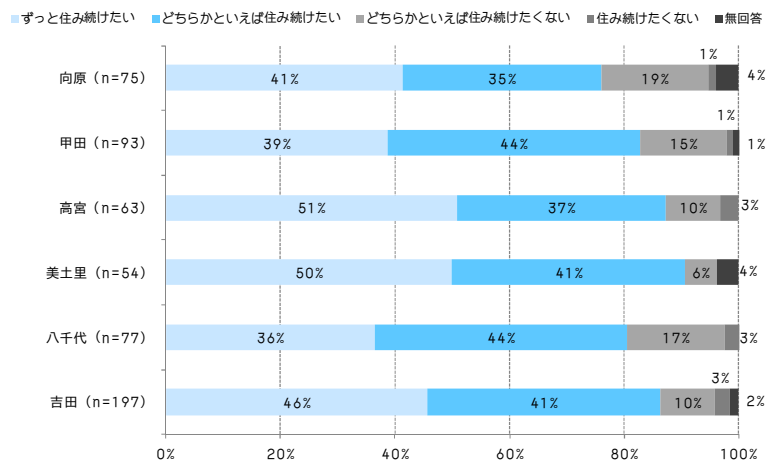
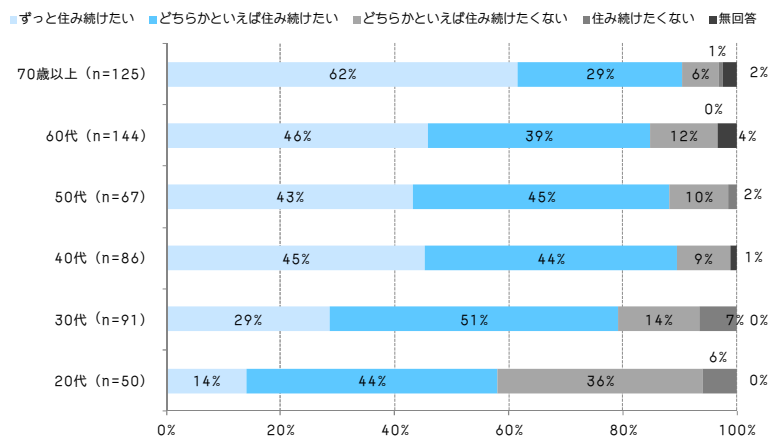
今後の定住意向について、「ずっと住み続けたい」と回答した人が44%、「どちらかといえば住み続けたい」の40.2%で、その合計は8割を超えています。

年齢別にみると、定住意向は20代で極端に低く、70代以上で極端に高くなる傾向にあります。また、居住地別にみると、美土里町、高宮町において定住意向が高い傾向にありました。

●単純集計



●クロス集計（上段：年代別 下段：居住地別）

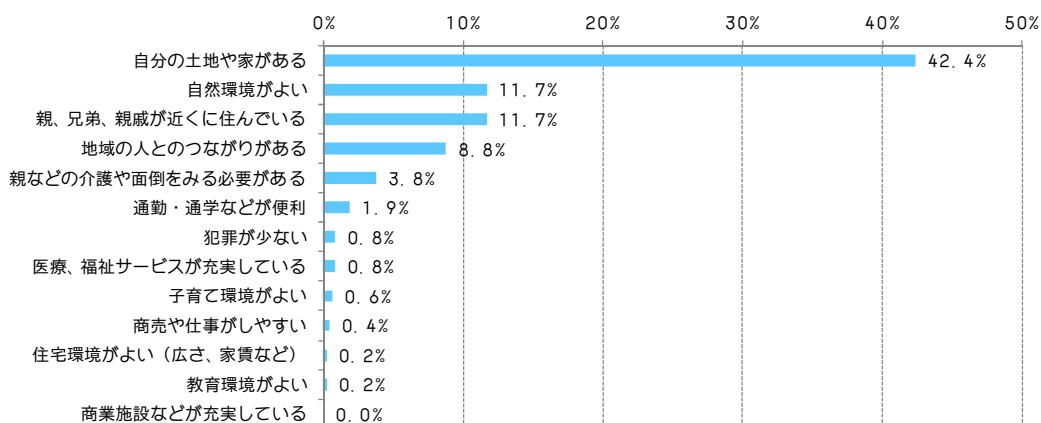


② 住み続けたい理由、住み続けたくない理由

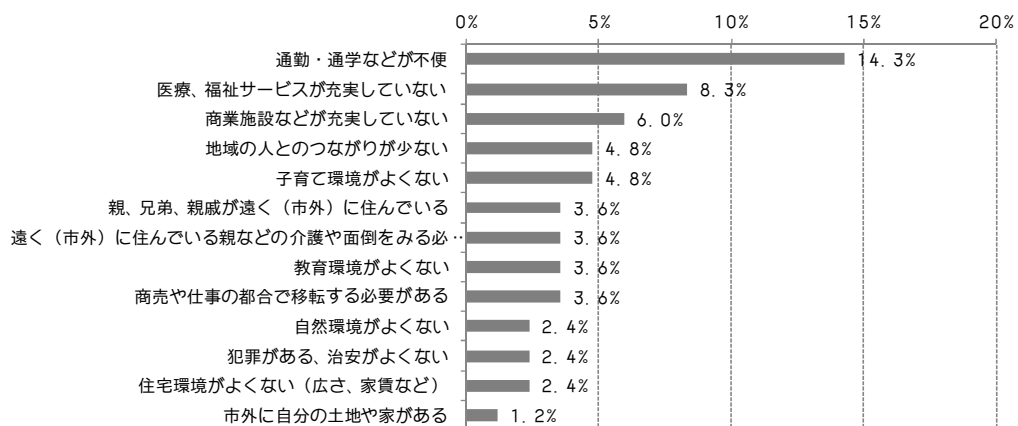
前問で「ずっと住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」と回答した人の理由は、「自分の土地や家がある」が42%で最も高く、以下「自然環境がよい」「親、兄弟、親戚が近くに住んでいる」（ともに12%）となっています。

逆に、「どちらかというに住み続けたくない」、「住み続けたくない」と回答した人の理由は、「通勤・通学等が不便」（14%）が最も高くなっています。以下「医療、福祉サービスが充実していない」（8%）、「商業施設等が充実していない」（6%）、となっています。

●住み続けたい理由



●住み続けたくない理由

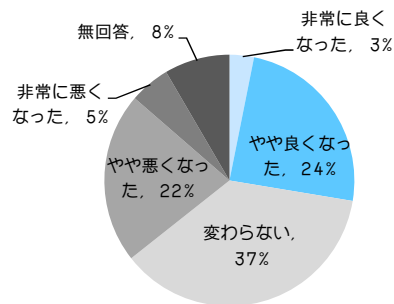


5 合併後の印象

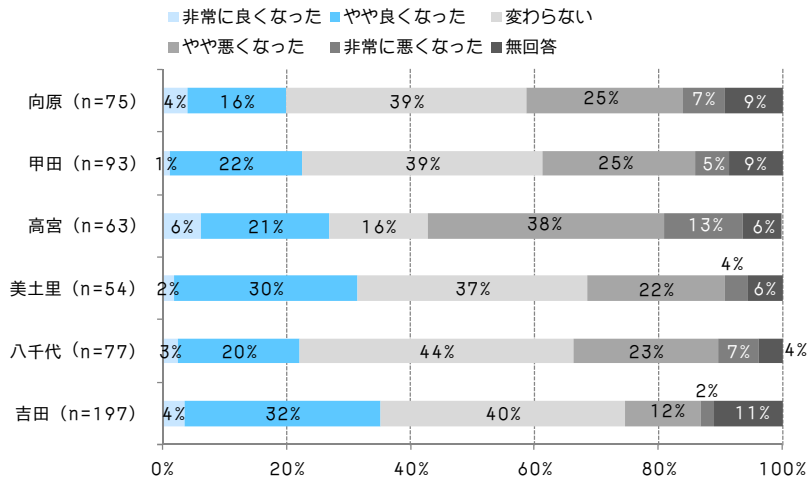
合併後の印象については、「変わらない」と回答した人が37%と最も高くなっています。また、「良くなった」（「非常に良くなった」＋「やや良くなった」と回答した人は28%、「悪くなった」（「やや悪くなった」＋「非常に悪くなった」と回答した人は27%で、ほぼ同じ割合となっています。

地域別にみると、吉田町、美土里町で「良くなった」とする人の割合が高い反面、八千代町、甲田町、向原町はその割合が少なくなっています。また、高宮町は、「非常に良くなった」とする人の割合が高い一方、「やや悪くなった」とする人も突出して高い傾向にあります。

●単純集計



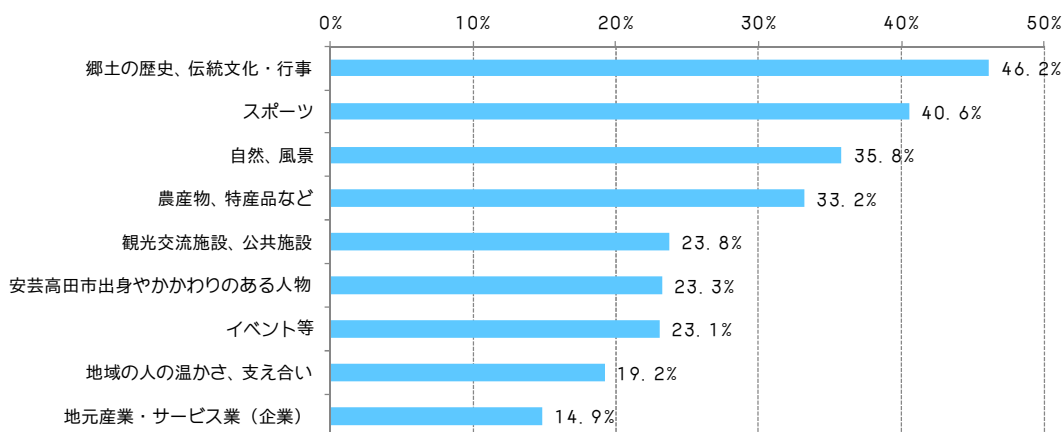
●クロス集計（居住地別）



6 安芸高田市のお宝

地域資源としては、「郷土の歴史、伝統文化・行事」と回答した人が46%と最も高く、以下「スポーツ」（41%）、「自然、風景」（36%）となっています。なお、具体的な資源名としては、全部で1,934件の意見が寄せられましたが、最も意見が多かったのは「サンフレッチェ広島」（198件）で、以下「神楽」（178件）、湧永製薬ハンドボール部（86件）、毛利元就（77件）となっています。

●回答の多かった地域資源の種類



●回答の多かった具体的な地域資源

具体的な資源名	件数
サンフレッチェ広島	198
神楽	178
湧永製薬ハンドボール部（レオリック）	86
毛利元就	77
えびす茶（お茶、ハブ草茶）	69
神楽門前湯治村	67
土師ダム（桜）	66
毛利家にまつわるもの	62
米（あきろまん、コシヒカリ、酒米）	62
ネギ（水耕ネギ、ハウスネギ、青ネギ、白ネギ）	45

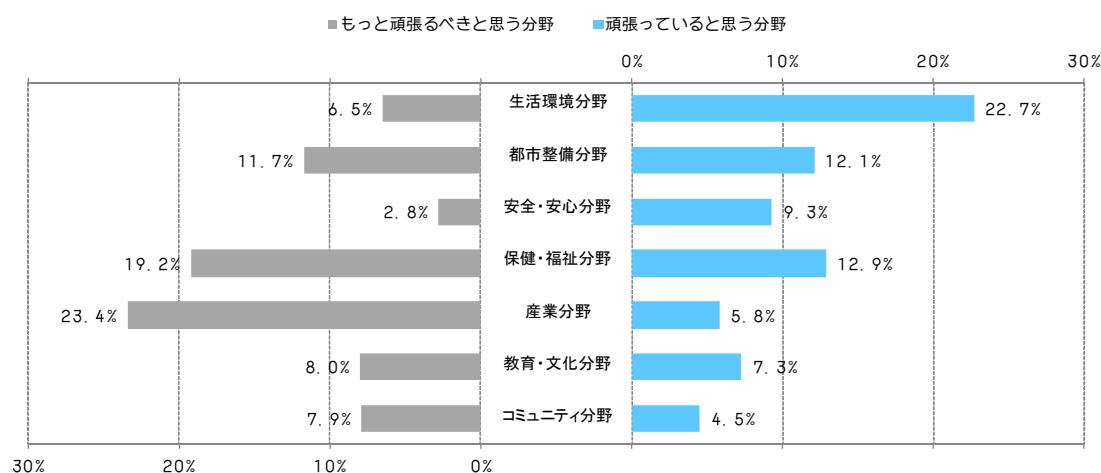
7 安芸高田市が頑張っている分野と、もっと頑張るべき分野

「頑張っている」と感じる分野は「生活環境分野」が23%と最も高く、以下「保健・福祉分野」(13%)、「都市整備分野」(12%)となっています。

一方、「もっと頑張るべき」と感じる分野は「産業分野」が23%と最も高く、以下「保健・福祉分野」(19%)、「都市整備分野」(12%)となっています。

なお、本項については、計画本編 p17 にて詳しく解説しています。

●安芸高田市が頑張っていると思う分野と、もっと頑張るべきと思う分野



8 市民による施策別満足度評価

施策別の満足度(※)評価結果を見ると、全体的に安全・安心分野の満足度が高く、特に消防・救急体制については全分野で最も満足度が高くなっています(次頁参照)。

一方、産業分野の満足度は全体的に低く、満足度のワースト5がすべて産業分野という結果になりました。

※満足度の算定方法

市民アンケートにて設定した4段階の評価に対してそれぞれ以下のとおり点数を与えることで算出しました。

$$\text{満足度} = \frac{\begin{array}{l} \text{満足している} \quad \text{の回答者数} \times 4 \text{点} \\ \text{やや満足している} \quad \text{の回答者数} \times 3 \text{点} \\ \text{あまり満足していない} \quad \text{の回答者数} \times 2 \text{点} \\ \text{満足していない} \quad \text{の回答者数} \times 1 \text{点} \end{array}}{\text{回答数の合計}}$$

*この算出方法により、満足度は4点~1点の間に分布し、4点に近くなるほど満足度は高くなり、1点に近くなるほど満足度が低くなります。

●市民による施策別満足度 評価結果

分野	施策	満足度	満足度順位
生活環境	公園緑地の整備	2.15	31
	ごみの減量化・リサイクルの推進	2.63	6
	自然環境の保全・公害防止	2.34	25
	生活道路の整備	2.46	16
	上水道の整備	2.90	2
	下水道の整備	2.68	4
都市整備	幹線道路の整備	2.50	14
	公共交通機関の整備	2.00	36
	交通結節点の整備	1.96	38
	市街地・集落の整備	2.03	35
	まち並みの整備・保全	2.08	34
	情報通信基盤の整備	2.45	17
安全・安心	消防・救急体制の充実	2.97	1
	防災対策の充実	2.64	5
	防犯対策の充実	2.57	8
	交通安全対策の充実	2.55	10
	食品衛生の向上	2.62	7
	感染症対策の充実	2.50	15
保健・福祉	予防医療の充実	2.85	3
	救急医療体制の充実	2.56	9
	介護保険サービスの充実	2.42	18
	高齢者の社会参加の促進	2.37	21
	子育て支援の推進	2.26	27
	障害者福祉の充実	2.40	19
	低所得者福祉の充実	2.09	33
	ひとり親家庭等の福祉の充実	2.17	30
産業	中小企業対策の充実	1.83	41
	企業立地の促進	1.74	43
	地域産業の育成	1.83	42
	農林水産業の振興	1.91	40
	観光客受入体制の整備	1.92	39
教育・文化	学校教育の充実	2.35	24
	幼児教育の充実	2.39	20
	社会教育・生涯学習の充実	2.37	22
	青少年健全育成の推進	2.26	28
	文化活動の推進	2.53	12
	文化財の保護と活用	2.51	13
	スポーツ・レクリエーション活動の推進	2.55	11
	国際交流の促進	2.35	23
コミュニティ	住民と行政のパートナーシップの形成	2.12	32
	地域コミュニティの活動支援	2.28	26
	住民参加体制の確立	2.20	29
	都市との交流の促進	1.97	37
分野別平均	生活環境	2.53	-
	都市整備	2.17	-
	安全・安心	2.64	-
	保健・福祉	2.39	-
	産業	1.85	-
	教育・文化	2.41	-
	コミュニティ	2.15	-

9 協働のまちづくり

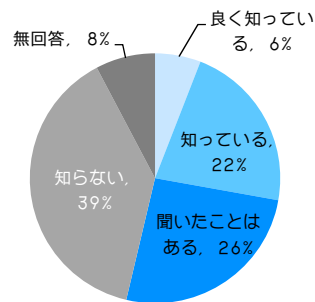
① 協働のまちづくりに対する認知度

協働のまちづくりに対する取り組みについて「良く知っている」と回答した人は6%、「知っている」の22%とを合わせた「知っている」人は3割程度となっています。

また、年齢別では20代の認知度が極端に低くなっています。逆に、70代以上の認知度は著しく高くなっています。

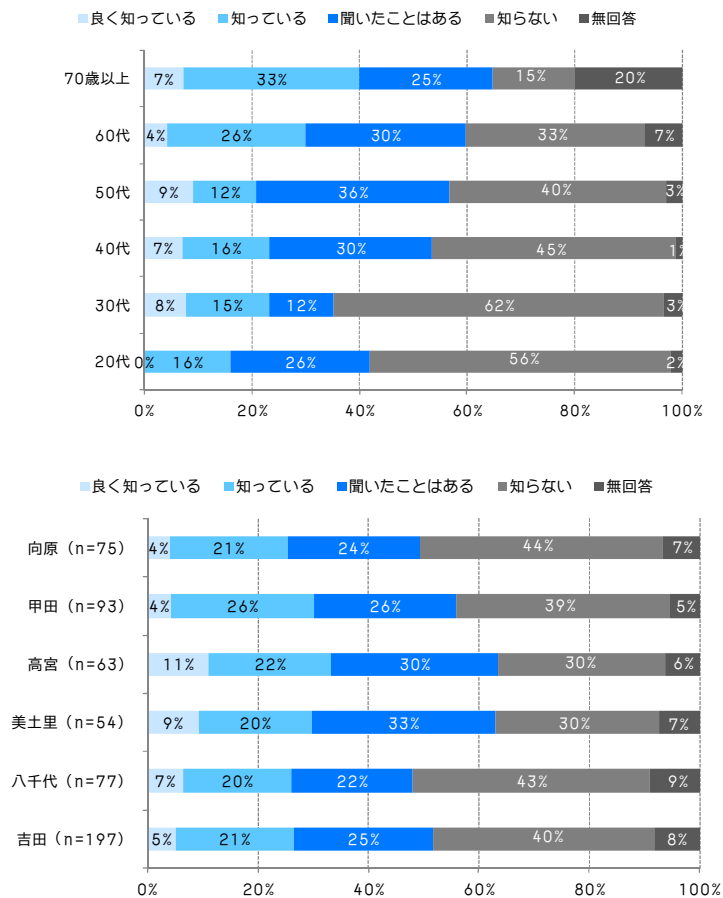
居住地別にみると、美土里町・高宮町で「良く知っている」の割合が高くなっています。

●単純集計



●クロス集計（上段：年代別 下段：居住地別）

d



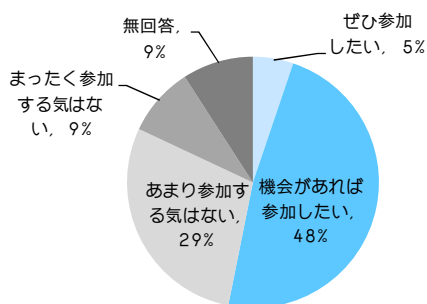
② まちづくり活動への参加意思

今後のまちづくり活動への参加意思について、「ぜひ参加したい」と回答した人は5%で、「機会があれば参加したい」の48%とを合わせた「参加したい」人は5割以上となっています。

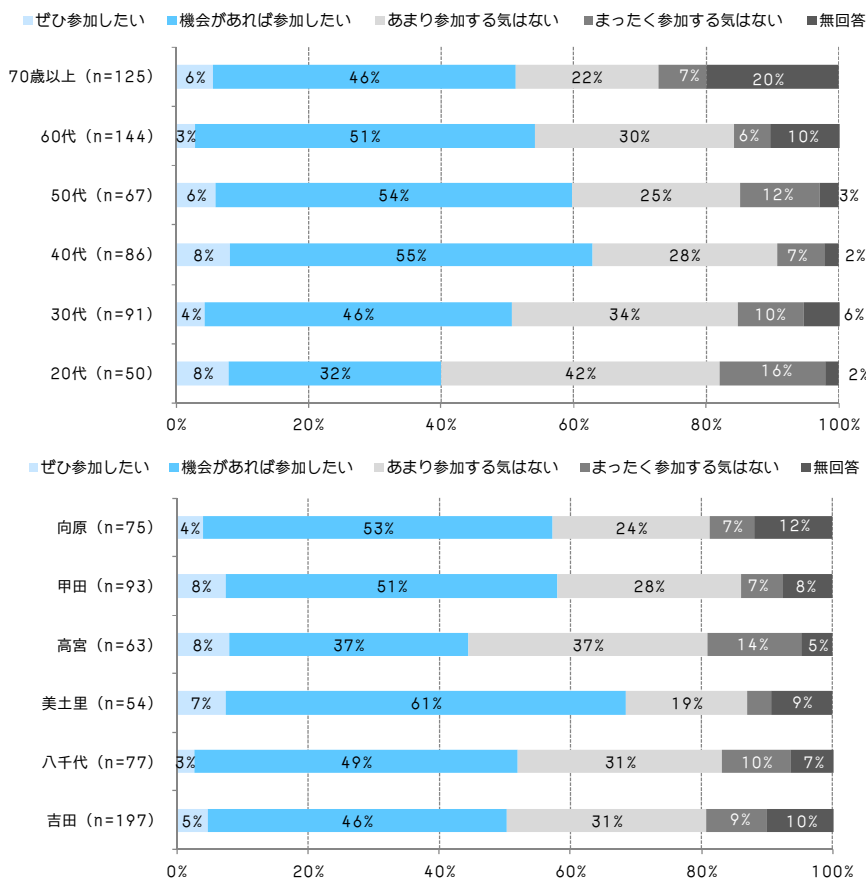
年齢別にみると、40～50代で参加意思が高くなっているほか、20代についても「ぜひ参加したい」と回答する人の割合が比較的高くなっています。

居住地別にみると、美土里町の参加意思が突出して高いほか、高宮町、甲田町についても「ぜひ参加したい」と回答する人の割合が高くなっています。

●単純集計



●クロス集計（上段：年代別 下段：居住地別）



5 中学生アンケート結果

安芸高田市の情勢や市民の意識を調査するために、市内の中学生を対象に、安芸高田市への愛着度や地域資源、取り組みアイデア等を把握するためのアンケート調査を実施しました。



1 調査概要

調査方法

項目	内容
調査対象	安芸高田市内の中学生（中学2年生、高校2年生）
抽出母体	市内の中学校、高校
調査方法	各学校を通じての配布・回収
調査時期	平成26年5月27日～平成26年6月6日

配布数及び回収結果

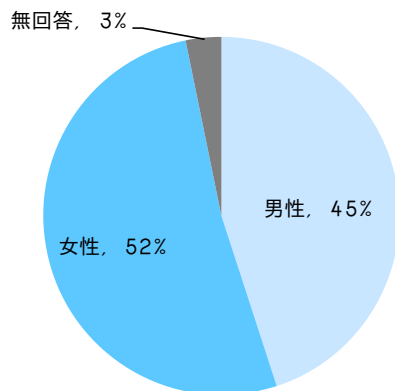
項目	内容
配布数	406
有効回収数	371
有効回収率	91%

留意事項

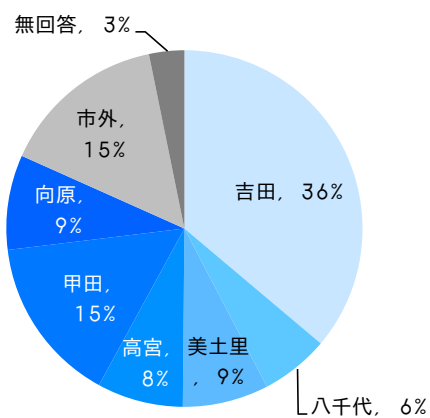
- ・ 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ・ 複数回答可能な設問については、回答数の合計が有効回収数を上回ることがあります。
- ・ 属性別の分析結果（クロス集計）は、特徴的な傾向が認められたもののみを掲載しています。

2 回答者の属性

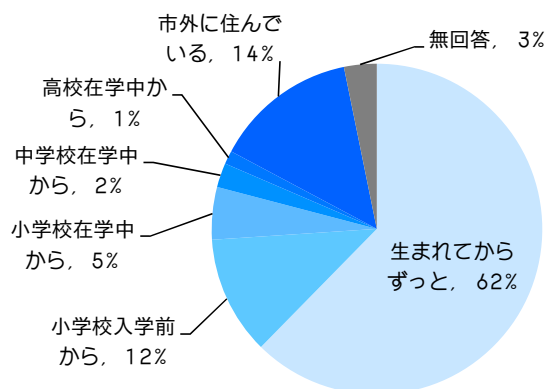
●性



●居住地域



●居住年数

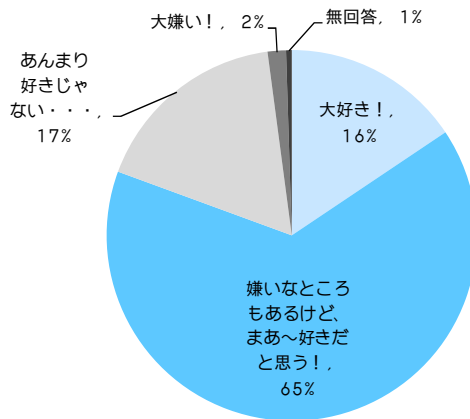


3 愛着度

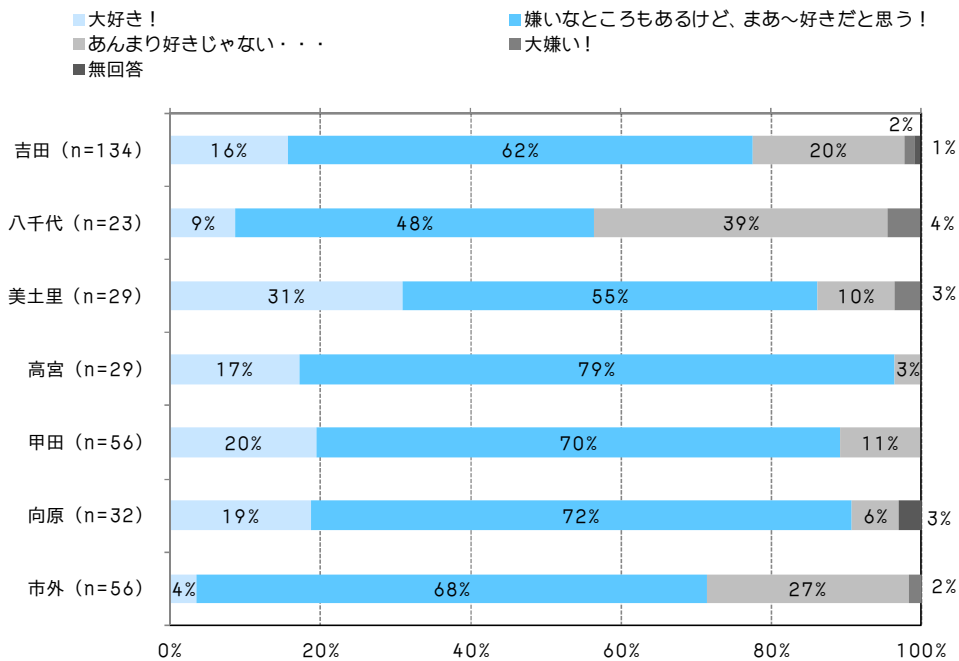
安芸高田市への愛着度について、「大好き！」と回答した人は16%で、「嫌いなところもあるけど、まあ～好きだと思う！」（65%）を合わせた「愛着がある」は8割を超えています。

また、居住地別にみると、美土里町において「大好き！」と回答した人の割合が突出して高い傾向にあります。

●単純集計



●クロス集計（居住地別）



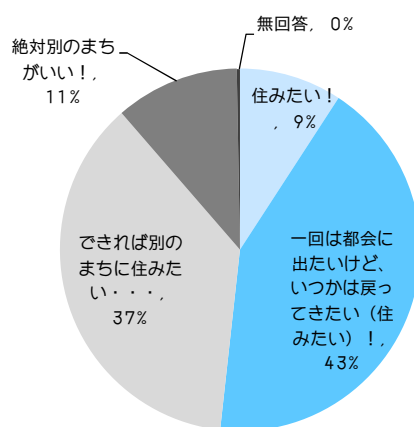
4 定住意向

① 定住意向

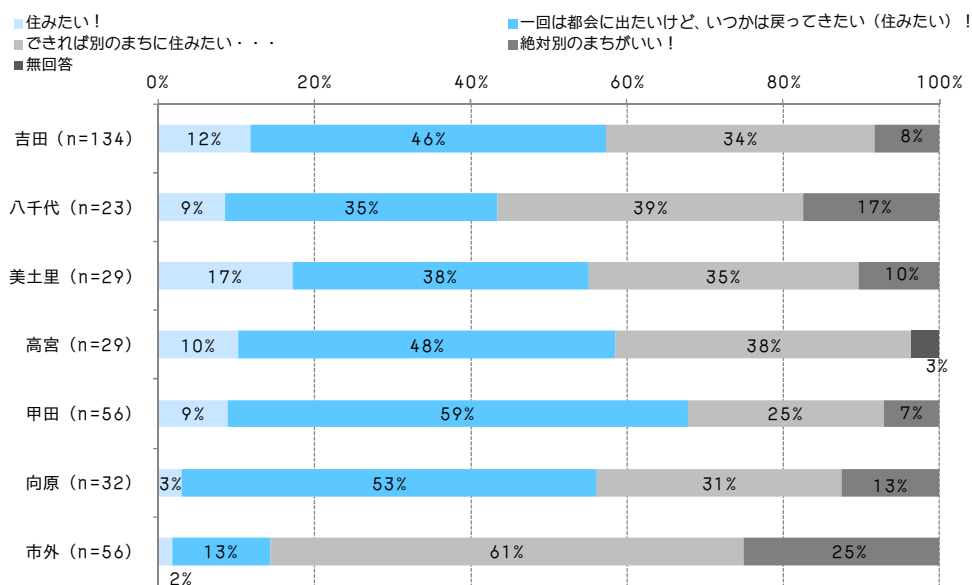
大人になってからの定住意向について、「住みたい！」と回答した人は9%で、「一回は都会に出たいけど、いつかは戻ってきたい（住みたい）！」（43%）を合わせた『住みたい』人は5割を超えています。

また、地域別にみると美土里町で「住みたい！」と回答した人の割合が高いほか、甲田町においては「いつかは戻ってきたい」を合わせた割合が特に高くなっています。一方、八千代町では「できれば別のまちに住みたい」の割合が高くなっています。

●単純集計



●クロス集計（居住地別）

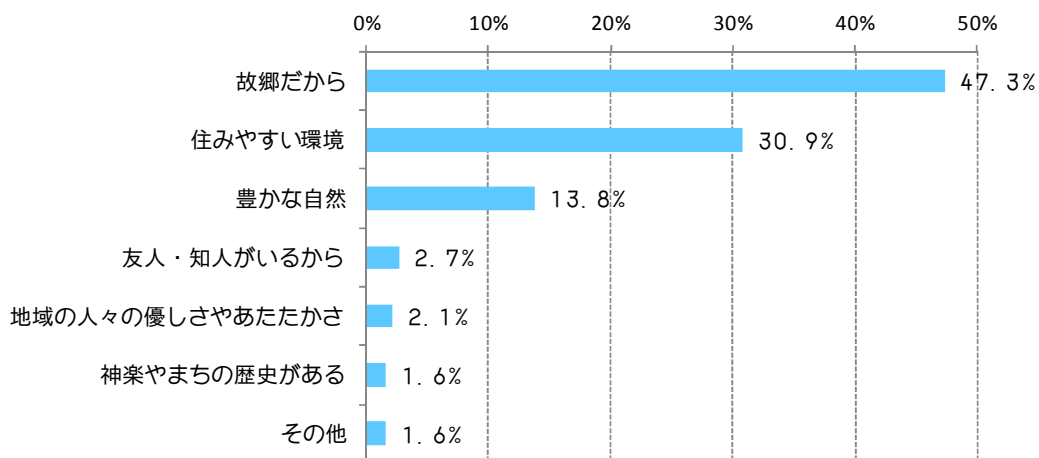


② 住みたい理由、住みたくな理由

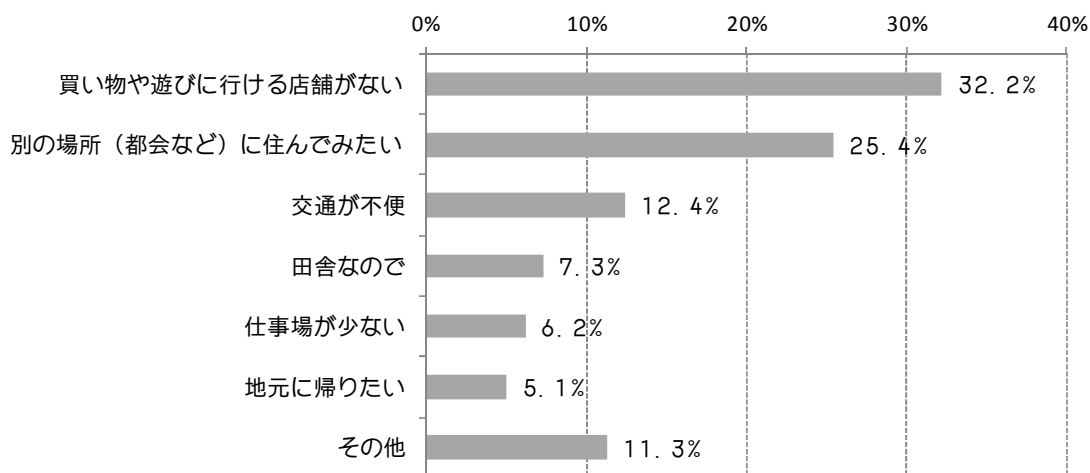
前問で「住みたい！」または「一回は都会に出たいけど、いつかは戻ってきたい(住みたい)！」と回答した人の理由としては、「故郷だから」が47%と最も多く、以下「住みやすい環境」(31%)、「豊かな自然」(14%)となっています。

一方、「できれば別のまちに住みたい・・・」または「絶対別のまちがいい!」と回答した人の理由としては、「買い物や遊びに行ける店舗が少ない」が32%と最も多く、以下「別の場所(都会等)に住んでみたい」(25%)、「交通が不便」(12%)となっています。

●住みたい理由



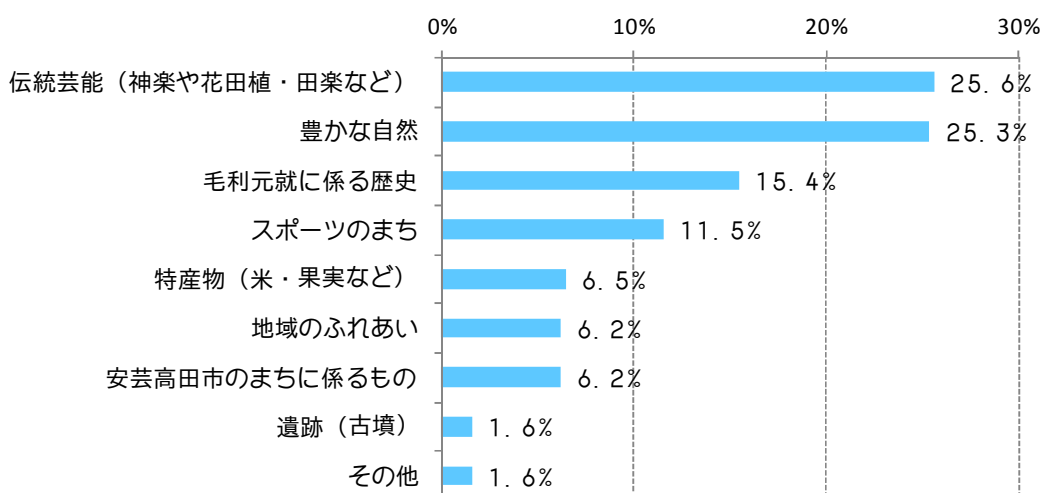
●ほかのまちに出たい理由



5 安芸高田市のお宝

地域資源としては、「伝統芸能」と回答した人が26%と最も高く、以下「豊かな自然」(25%)、「毛利元就に係る歴史」(15%)となっています。なお、具体的な資源名としては、全部で427件の意見が寄せられましたが、最も意見が多かったのは「神楽」(95件)で、以下「自然」(71件)、サンフレッチェ広島(36件)となっています。

●回答の多かった地域資源の種類



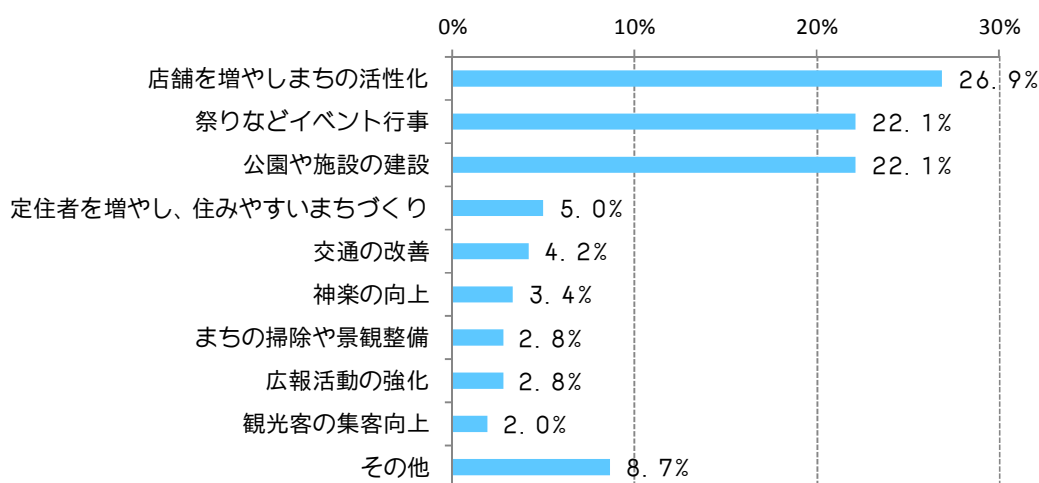
●回答の多かった具体的な地域資源

意見	件数
神楽	95
自然	71
サンフレッチェ広島	36
毛利元就	24
城跡（吉田郡山城跡）	23
人々の優しさ（親切）	16
安芸高田市の歴史	15
しょうぶやかたくりの花	12
まち全体	12
様々な伝統	10

6 まちを元気にする取り組みアイデア

取り組みアイデアとしては、「店舗を増やしまちの活性化」に関する内容を回答した人が27%と最も高く、以下「祭り等のイベント行事」（22%）、「公園や施設の建設」（22%）となっています。なお、具体的なアイデアとしては、全部で357件の意見が寄せられましたが、最も意見が多かったのは「様々な店舗を増やす」（48件）で、以下「イベントの回数を増やす」（41件）、大型ショッピングモールの建設（35件）となっています。

●回答の多かったアイデアの種類



●回答の多かった具体的なアイデア

意見	件数
さまざまな店舗を増やす	48
イベントの回数を増やす	41
大型ショッピングモールの建設	35
遊べる場をつくる	24
テーマパークをつくる	20
子どもからお年寄りまで幅広い年齢の交流の場	19
自然と触れ合える施設をつくる	17
公園をつくる	12
イベントの規模を大きくする	7
知名度の向上	7

6 用語集

あ行

あいうえー
ICT

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。日本語では一般に「情報通信技術」と訳される。

あおいろぼうはん
青色防犯パトロール

自動車に青色回転灯を装着して地域の自主防犯パトロールを行う活動のこと。警察に申請し、自主防犯パトロールを適正に行うことができると認定を受けた団体は、青色回転灯の装着が可能になる。

あきや
空き家バンク

移住希望者と空き家の売却希望者（または貸し出し希望者）をマッチングするシステムのこと。

アベノミクス

2012年12月に誕生した安倍晋三内閣の経済政策のこと。「財政出動」「金融緩和」「成長戦略」という「3本の矢」で、長期のデフレを脱却し、名目経済成長率3%を目指すもの。

あんしんせいかつそうぞうじぎょう
安心生活創造事業

厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が実施するモデル事業のこと。この事業では、「悲惨な孤立死、虐待等を1例も発生させない地域づくり」を目指している。

しやせんかいりょう
1.5車線改良

道路の交通量や地形状況、沿道状況等の地域の実状に合わせ、2車線整備、局所的な整備、1車線整備および現道利用を効果的に組み合わせた整備手法のこと。

いんりょうすいさうきゅうじぎょう
飲料水供給事業

安全で安心な水道水の安定供給に努める事業のこと。

うんでんめんきょじしせへんのうせいど
運転免許自主返納制度

運転を継続する意思がなく、運転免許証を返納したいという方のために、自主的に運転免許取り消しの申請ができる制度のこと。

えーえるてー
ALT

外国語指導助手。外国語教育で、会話の指導等に当たる外国人補助教員のこと。

えすえぬえす
SNS

参加するユーザーが互いに自分の趣味、好み、友人、社会生活等のことを公開しあったりしながら、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のWebサイトのこと。

えぬぴーおー
NPO

「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体のこと。

オープンデータ

行政の透明性の確保や官民協働の推進、経済の活性化等を実現するために、国や自治体等が所有する様々な公共データを、すべての人が活用できる環境整備を進める取り組みのこと。

か行**化学消防ポンプ車**

水だけでは消火が困難な油火災等が発生した場合に、積載している消火薬剤と水を一定の割合で混合させ、放水時に泡ノズルで空気を取り込み泡を放射し消火する消防車のこと。

学習補助員

児童の授業中の学習補助、放課後学習支援等を行う職員のこと。児童の学習意欲の高揚と学習習慣の定着を図り、学力の定着・向上に資することを目的とする。

学校関係者評価制度

保護者、地域住民等の学校関係者等により構成された評価委員会等が、学校が実施した自己評価の結果について検証する制度のこと。

学校評議員制度

公立学校の運営に保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れるための制度のこと。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽のこと。

家庭教育支援員

子育てや学校生活、教育等、悩んでいる家庭を支援する人のこと。

寡婦

夫に死に別れて再婚しないでいる女性。夫と離婚し、そのまま再婚しないでいる女性のこと。

簡易水道事業

計画給水人口 5,000 人以下の水道事業のこと。

環境リーダー

「環境基本計画」の推進のための活動の主役となる市民のこと。

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の発達を促す教育のこと。

救急告示病院

消防法に基づき、災害等による事故等により発生した傷病者を救急隊が搬送する医療機関として、医療機関からの申し出に基づき、一定の基準を満たす場合に県が指定の上、告示した病院のこと。

救助工作車

救助活動に必要なクレーン等の設備や資機材を積載し、現場で活動することを目的とした消防車のこと。

教育介助員

学校生活上自立や集団参加が困難と認められる児童生徒が在籍する小学校や中学校において、当該児童生徒の介助や学習指導等をする職員のこと。

居住系サービス <small>きよじゆうけい</small>	介護福祉士等の介護専門職員が、施設に入居する高齢者に対して入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の世話をするサービスのこと。
クラウド	従来は手元のコンピュータで管理・利用していたようなソフトウェアやデータ等を、インターネット等のネットワークを通じて必要に応じて利用するサービス・方式のこと。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
グループホーム	共同生活が可能な障がいを持つ方に対して、日常生活支援や相談等の援助を行なう支援施設のこと。
グローバル化 <small>か</small>	政治・経済、文化等、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われる社会のこと。
下水汚泥 <small>ぼすいおどい</small>	排水処理や下水処理の各過程で、沈殿またはろ過等により取り除かれる泥状の物質のこと。
高規格救急車 <small>こうきかくきゅうきゅうしや</small>	救急救命士による、高度な処置等が行える資機材を積載した救急車のこと。
合計特殊出生率 <small>ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ</small>	「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
校種 <small>こうしゅ</small>	小学校、中学校、高校等といった種別のこと。
公衆無線LAN <small>こうしゆうせんらん</small>	店舗や公共の空間等で提供される、無線LANによるインターネット接続サービスのこと。
交通結節点 <small>こうつうけつせつてん</small>	異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設のこと。
コーディネーター	いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係のこと。また、そのような職業のこと。
コーホート変化率法 <small>へんかひりつぽう</small>	各コーホート（5歳階級別人口）について、過去の実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。
子育て支援センター <small>こそだしえん</small>	子育て支援のための地域の総合的拠点のこと。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援等を行う。
子ども発達支援センター <small>はったつしえん</small>	子どもの発達状況に応じて、保護者や関係機関と連携を図りながら、日常生活における基本的な動作及び集団生活への適応等に関する支援を行なう施設のこと。
コミュニティビジネス	地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組みのこと。

婚活 「結婚活動」の略。理想の相手を見つけ、幸せな結婚をするためにさまざまな活動すること。

コンピュータウイルス コンピュータに侵入してプログラムやデータを破壊する等、被害をもたらす不正なプログラムのこと。

さ行

再生可能エネルギー 一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等が挙げられる。

在宅当番医制 市町村等の委託等を受けた地区医師会傘下の診療所等が休日・夜間に当番制により比較的軽症の救急患者の診療を担当する体制のこと。

サテライトオフィス 企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。

CPR 「心肺蘇生(しんぱいそせい)」を意味する“Cardio Pulmonary Resuscitation”の略語。

市営・市有住宅 「市営住宅」は、公営住宅法に基づいて建設された低所得者向け住宅のこと。「市有住宅」は、地方自治法に基づき建設された住宅のこと。

自給的農家 経営耕地面積が30アール未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家のこと。

自主防災組織 地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のこと。

自助・共助・公助 「自助」は、一人ひとりが自ら取り組むこと。「共助」は、地域や身近にいる人どうしと一緒に取り組むこと。「公助」は、国や地方自治体が取り組むこと。

自然増減 出生と死亡による人口の増減。

自治懇談会 安芸高田市において、市長等が市内に出向き、市政に対する説明を行い、市民の意見を広く求めるための懇談会のうち、住民自治組織を対象として実施する取り組みのこと。

実質単年度収支 単年度収支から実質的な黒字要素(財政調整基金積立金、地方債繰上償還額)や赤字要素(財政調整基金取崩し額)を加減したもので、当該年度における実質的な収支を把握するための指標のこと。

指定管理者制度 公の施設の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者とし、公の施設の管理を行わせることができる制度のこと。

じどういじん 児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配こと等の相談・支援等を行う人のこと。
じどうがいりょうりつ 市道改良率	車道幅員が 5.5m 以上に改良された道路（改良済道路）延長の、道路全延長に対する比率のこと。
しみんそう 市民総ヘルパー構想	少子高齢化に伴う高齢社会を見据え、市民と行政、関係機関や団体が連携し、協働のまちづくりを目的とした構想のこと。
しゃかいぞうげん 社会増減	ある地域の人口が、他地域からの転入、あるいは他地域への転出によって生じる増減。
しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	全国社会福祉協議会の下に都道府県、市町村のそれぞれ行政単位に、福祉・保健等の関係者、行政機関と地域住民やボランティアで組織された半官半民の福祉団体のこと。
じゅうどしんしんしょうがいしゃ 重度心身障害者	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態の障害者のこと。
じゅんかんがたしゃかい 循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。
しょうがいしゃきかん 障害者基幹 そうだんしえん 相談支援センター	障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種相談や情報提供等の支援を総合的に行う施設のこと。
しょうぼうすいり 消防水利	消火活動の際に使用する消防機関が有効であると認めた水源のこと。
しよまききゅうきゅう 初期救急	休日・夜間の時間外に比較的軽症の患者を診療するとともに、入院治療を要する重症救急患者を、二次あるいは三次救急医療施設へ診療依頼する役割を担う救急医療施設のこと。
しんこうきょうこうつう 新公共交通システム	路線バス（市境をこえる広域路線と市内のみを走る路線の2種類）と、予約乗合型のお太助ワゴン、市町村運営有償運送の3つの公共交通を組み合わせたシステムのこと。
しんりん 森林ボランティア	自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民グループのこと。
スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家のこと。多く臨床心理士があてられる。
スパムメール	迷惑な電子メールの総称。不特定多数に向けて、一方的に送付される広告メール等をいう。

スポンサードゲーム	企業や自治体等が出資してプロスポーツのゲームを誘致するとともに、大型ビジョンや場内アナウンス、特設ブース等を活用して大規模な宣伝活動を行う取り組みのこと。
生活・介護サポーター養成講座	一定の介護福祉に関する知識や技術をもった高齢者への生活・支援サービスを行うための担い手を養成する講座のこと。
生活支援サービス	判断能力が不十分な高齢者の財産や権利を守るために、本人に代わって日常金銭の管理や公共料金・税金の支払い手続き等を代行する専門家のこと。
生活習慣病	生活習慣が原因で起こる疾患の総称のこと。
成年後見制度	判断能力や意思能力が十分でない人に後見人等を立てて、保護や支援を行なう制度。
セクシャル・ハラスメント	相手を不快にさせる性的な言動のこと。セクハラ。

た行

待機児童	保育所への入所申請がなされており入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童のこと。
多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
団体懇談会	安芸高田市において、市長等が市内に出向き、市政に対する説明を行い、市民の意見を広く求めるための懇談会のうち、団体を対象として実施する取り組みのこと。
地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていく取組のこと。
地域振興組織	地域内に生じる問題を集約し、整理して、必要に応じて行政へつなぐ役割の組織のこと。安芸高田市内に 32 の組織が設立されている。
地域包括ケア	在宅の高齢者や障がいを持つ方等に対して、地域の介護事業者、保険医療機関、福祉団体等が連携し、地域住民のニーズに沿ったサービスを体系的に提供する仕組みのこと。
地籍調査	主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。

ちほうこうふせい 地方交付税の 合併特例加算	合併前の旧市町村が受けていた交付税総額の水準が合併後も最長で約10年間維持される制度のこと。その後5年間かけて段階的に特例措置による交付税は減ることとなっている。
ちほうそうせい 地方創生	国内の各地域・地方が、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会をかたちづくること。魅力あふれる地方のあり方を築くこと。
べつこんだんかい テーマ別懇談会	安芸高田市において、市長等が市内に出向き、市政に対する説明を行い、市民の意見を広く求めるための懇談会のうち、全市民を対象として実施する取り組みのこと。
デフレ	物価が下落する状況のこと。デフレーション。
とうろうほうもんいん 登録訪問員	各介護事業所に登録しておき、依頼のあった仕事を請け負って働くスタイルのヘルパーのこと。
とくていけんしん 特定健診	40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保健制度のことで、正式には「特定健康診査・特定保健指導」、一般には「メタボ健診」と呼ばれることもある。
とくていのうぎょうせいさんほうじん 特定農業生産法人	担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の過半を集積する相手方として、一定の地縁的まとまりをもつ地域の地権者の合意を得た法人のこと。
とくべつさいばいのうさんぶつ 特別栽培農産物	農産物の栽培期間中、化学合成農薬の使用回数や化学肥料の使用量を、県内の一般的な栽培方法（慣行栽培）に比べ、5割以下に低減して栽培された農産物のこと。
とくようりんさんぶつ 特用林産物	保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物のこと。
としけいかくくいき 都市計画区域	市町村の中心的な市街地とその周辺地域を一体の都市として総合的に整備・開発・保全するために、原則として都道府県が指定する区域のこと。
な行	
にじきゅうきゅう 二次救急	地域の病院がグループを作り、輪番制で休日、夜間に重症救急患者を受け入れて入院治療を行う医療機関のこと。原則として初期救急医療施設からの転送患者を受け入れるもの。
にんてい 認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子供に幼児教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能、を備えた施設のこと。

にんていのうぎやうしや
認定農業者

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者のこと。

のうぎやうしんこうちいき
農業振興地域

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域のこと。

のうちゆうかんかんりきこう
農地中間管理機構

担い手がまとまりのある形で農地を利用できるようにするため、地域内の分散・錯綜した農地を整理・集約化する機関のこと。

は行

バイスタンダー

救急現場に救急車が到着するまでの間に、偶然現場に居合わせた者のこと。

ハザードマップ

発生の予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度、さらに避難の道筋、避難場所等を表した地図のこと。災害予測図。

パワハラ

職場等で、職務上の地位や人間関係等の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為のこと。パワーハラスメントの略。

はんばいのうか
販売農家

経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家のこと。

びーえむえっくす
BMX

アメリカ生まれの小径自転車を使用して行われる競技のこと。
Bicycle Motocross (バイシクルモトクロス) の略。

ひかり
光ファイバー

ガラスやプラスチックの細い繊維でできている、光を通す通信ケーブルのこと。非常に高い純度のガラスやプラスチックが使われており、光をスムーズに通せる構造になっている。

ひまんこうどうようしえんしや
避難行動要支援者
しえんせいど
支援制度

災害が起きた時、一人暮らしの高齢者や障がいのある方が地域の中で手助けを受けられるよう、平常時から要支援者本人、地域、行政の協働で体制づくりを進める制度のこと。

びやういんぐりんぱんせい
病院群輪番制

地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日、夜間における重症救急患者の入院治療を実施する体制のこと。

ひろしまこういきとしけんきやうざい
広島広域都市圏協議会

広島市と通勤・通学や買物等の面でつながりが深い11市12町から構成された協議会のこと。首長会議、職員交流研修、地域間交流事業や圏内情報広報等に取り組んでいる。

**ファミリーサポート
センター**

地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織・施設のこと。

フォローアップ

ある事柄を徹底させるために、あとあとまでよく面倒をみたり、追跡調査をしたりすること。

賦課	税金等を割り当てて負担させること。
福祉資金貸付制度	低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度のこと。
不正アクセス	あるコンピュータへの正規のアクセス権を持たない人が、ソフトウェアの不具合等を悪用してアクセス権を取得し、不正にコンピュータを利用する、あるいは試みること。
プラットフォーム	あるハードウェアやソフトウェア、サービスが動作する基盤となる環境のこと。
ふるさと応援の会	安芸高田市において、ふるさとの魅力を広め、地域をさらに元気にしていくための会員組織のこと。
放課後児童施設	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行い、児童の心身共に健全な発達を図ることを目的とした施設のこと。
訪問系サービス	介護福祉士やホームヘルパー等の介護専門職が高齢者の自宅に訪問し、入浴、排泄、食事の介護等、日常生活の世話をするサービスのこと。
ホームタウン	プロスポーツチーム等の本拠地。

ま行

マイナンバー	日本国民と日本に滞在する外国人に対して、一人一人重複しない固有の「番号」を振り、複数の機関に存在する個人の情報を紐付け、各機関での情報連携を可能とする制度のこと。
マザータウン	プロスポーツチームとの協力関係を築いたまちのこと。行政は練習拠点の整備・提供を行うかわり、チームはそのまちでイベント・スクール等の地域貢献活動を行う。
松枯れ	「マツノザイセンチュウ」という線虫が起こす、伝染病による植物病害のこと。
水辺の楽校	国土交通省が文部科学省、環境省と連携して進めているプロジェクトで、水辺をフィールドに、子どもたちが川に親しむ自然体験活動を推進する取り組みのこと。
未来創造事業	将来的に若者が仕事を持ち定着できるよう、実効性のある産業対策を計画する事業（広島県所管）のこと。
民生委員	各市町村の区域ごとに置かれ、地域において住民の立場に立って、その要望を関係機関に伝えるとともに、一人暮らしの高齢者や障がい者等の訪問・相談等の支援を行なう人のこと。

メタボリックシンドローム 内蔵肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中等の動脈硬化性疾患をまねきやすい病態のこと。

メンタルヘルス 心の健康。

もとうし
素牛 肥育牛や繁殖牛として飼養される前の子牛のこと。

もやい 複数の人間が共同して作業や事業を行うこと。労力を出し合って一つの独立した作業や事業をするもの。そこには成果を平等に分配するという意味も込められている。

や行

ゆーあーい
Uターン 「Uターン」は、地方で生まれ育った人が、都市圏での勤務経験を経た後、再び生まれ育った土地に戻って働くこと。「Iターン」は、都市圏で生まれ育った人が、地方の企業に転職し移住すること。

ゆうこうきゅうじんばいりつ
有効求人倍率 有効求職者数に対する有効求人数の比率のこと。有効求人とは、新規求人と、前月から繰り越された求人とを合計したものをいう。

ら行

ライフスタイル 生活様式。衣食住のあり方だけでなく、価値観や行動様式等も含めていう。

リーマンショック リーマン・ブラザーズの経営破綻（はたん）を引き金とする急速な株価暴落等、国際的な金融危機のこと。

きのう
レファレンス機能 図書館で書籍等の情報を求めている利用者に対して、図書館職員等がその情報を検索・提供するサービス・機能のこと。

れんけいちゅうすうきょてんとし
連携中枢拠点都市 指定都市または中核市で、昼夜間人口比率が1以上、かつ三大都市圏の区域外に所在する都市のこと。全国で61市が該当している。

ろくじさんぎょうか
六次産業化 農林水産物を収穫・漁獲（第1次産業）するだけでなく、加工（第2次産業）し、流通・販売（第3次産業）まで手がけることで、農林水産物の経営体質強化を旨とする経営手法のこと。